



新型コロナウイルス経済対策

中小企業等ネクストステージ補助金のご案内

京田辺市と京田辺市商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、中小企業・小規模企業等の皆さまを支援する「新型コロナウイルス対策緊急支援事業」を実施しております。

この事業は、市内中小企業・小規模企業等の支援策として、「小規模事業者持続化補助金」、「京都府新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急応援補助金」の支給決定を受けた企業様に、新型コロナウイルス感染症が社会経済活動へ大きな影響を与える中、「新しい生活様式」への対応や経営改善へ向けて実施される積極的な取組（事業）に必要な経費の一部を補助するものです。

【申請受付期間】

令和2年6月26日（金）から令和2年12月25日（金）まで

【申請書の提出先】

京田辺市商工会

（郵送の場合の宛先） 〒610-0334

京田辺市田辺中央4丁目3-3 京田辺市商工会 宛

【申請要件】

「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」、「小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞」、「京都府新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急応援補助金」の支給決定を受けた京田辺市内の中小企業者・小規模事業者等

1 対象事業者

京田辺市内に事業所等を有する下記の中小企業・小規模事業者等が対象

(1) 中小企業等

[中小企業の範囲]

| 業種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
|------------|-------------|--------------|
| 製造業・その他の業種 | 300人以下 | 3億円以下 |
| 卸売業 | 100人以下 | 1億円以下 |
| 小売業 | 50人以下 | 5,000万円以下 |
| サービス業 | 100人以下 | 5,000万円以下 |

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

(2) 小規模事業者

[小規模企業の範囲]

| 業種 | 常時使用する従業員の数 |
|------------|-------------|
| 製造業・その他の業種 | 20人以下 |
| 卸売業 | 5人以下 |
| 小売業 | 5人以下 |
| サービス業 | 5人以下 |

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

2 対象要件

下記の補助金の交付決定を受けている事業者

- (1) 小規模事業者持続化補助金<一般型>
- (2) 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>
- (3) 京都府新型コロナウイルス感染症対策中小企業等緊急応援補助金

※(1) (2)については令和2年3月10日(火)以降、令和2年10月2日(金)までに申請したもの

3 補助金額については次のとおり

(1) (2)の補助金 補助対象経費から補助金額を控除した後、なお残る自己負担額の2分の1以内の額

(3)の補助金 補助対象経費の3分の1以内の額

※いずれも上限10万円、千円未満切り捨て

4 交付申請書等の提出書類は、期日までに郵送または持参により提出してください(必着)。

(提出書類)

- 交付申請書
- 補助金の支給決定証明
- 【(1) (2)の補助金】国の交付決定通知の写し
- 【(3)の補助金】京都府の支給決定通知の写し

5 補助金の交付又は不交付の決定は、文書により各申請者に通知いたします。

6 支給の流れ

国・府への補助金申請書提出(事業者>国・府)

↓

国・府からの補助金交付決定通知(国・府>事業者)

↓

交付決定通知を添えて京田辺市商工会への申請書送付(事業者>商工会)

↓

申請に基づき交付決定及び振込(商工会>事業者)

7 注意事項

本補助金の支給要件である国・府の補助金決定額が取り消し、変更等され、本補助金支給額が変更になる場合は、既支給分を返還いただくこととなりますので、ご注意ください。

【問合せ先】

京田辺市田辺中央4丁目3-3

京田辺市商工会(TEL:0774-62-0093) 担当:高橋・平島・仲野・小西

山城地域ビジネスサポートセンター(TEL:0774-68-1120) 担当:船本